

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
12	6	火	決算事務説明会 13:30～於：事務局会議室
12	7	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
12	7	水	福岡地区五法人会 税制委員会 14:00～於：福岡大同生命ビル 6階会議室
12	8	木	花いっぱい運動 14:00～於：舞鶴地区昭和 通り北側花壇

月	日	曜	内 容
12	9	金	新設法人説明会 13:30～於：事務局会議室
12	12	月	総務委員会 15:00～於：事務局会議室
12	21	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
12	22	木	理事会 15:00～於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内 容
12	3	土	チャリティもちつき大会 (港支部) 10:00～於：かもめ広場
12	4	日	チャリティ餅つき大会 (草ヶ江支部) 10:00～於：NHK福岡放送局 前広場
12	10	土	ふれあい事業餅つき大会 (大手門支部) 8:00～於：旧箕小中学校校庭
12	14	水	福岡義士祭 (野間大池支部) 11:00～於：興宗禅寺
12	14	水	租税教室（高砂支部）14:40～於：高宮小学校
12	19	月	租税教室 (松原・屋形原支部) 11:10～於：東花畑小学校
12	20	火	租税教室（舞鶴支部）14:10～於：舞鶴小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
12	3	土	カップリングパーティ 19:00～於：クアンティック
12	8	木	忘年会 19:00～於：観山荘
12	14	水	役員会 11:00～於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
12	16	金	役員会 11:00～於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

12月の税務カレンダー

- 12月12日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
11月支払分給与に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 12月26日 ●国民健康保険税又は国民健康保険料の第7期分納期限
●市民税・県民税の第4期分納期限
- 平成28年最後の給与支払日の前日
●「給与所得者の保険料控除申告書兼給与と所得者の配偶者特別控除申告書」及び「住宅取得控除申告書」の給与支払者への提出期限
- 平成28年最後の給与支払日
●給与所得者の年末調整
- 平成29年
1月4日 ●10月決算法人
法人税、地方法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
- 4月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の1月、4月、7月、10月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の1月、4月、7月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限

(Ⅱ) 知らないで損する税情報

セルフメディケーション税制—来年1月1日以後購入のスイッチOTC医薬品から適用！

税理士 衛 藤 政 憲

本年度の税制改正において租税特別措置法に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」＝セルフメディケーション税制が創設されました。

来年1月1日以後に購入するスイッチOTC医薬品から適用されることとなりますので、今回はその制度内容や留意事項等について確認したいと思います。

1 制度の概要

この制度は、平成29年1月1日から平成33年12月31までの各年中において、健康の保持増進及び疾病の予防のための一定の取組を行っている個人（居住者）が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、8万8千円を限度としてその超える部分の金額を、その者の選択により医療費控除額としてその年分の総所得金額から控除できるというものです（以下の説明ではこの租税特別措置法に創設された医療費控除を「特例医療費控除」といい、従来の所得税法の医療費控除を「原則医療費控除」といいます。）。

この制度創設により、自己負担した年間の医療費が10万円と総所得金額の5%相当額のいずれか低い方の金額を超えないため原則医療費控除の適用がない場合でも、一定の取組を行って特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは特例医療費控除の適用があることとなります。

2 制度の趣旨等

この制度の趣旨については、租税特別措置法第41条の17の2第1項に「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から」創設されたことが明記されています。軽い病気にかかった人が医療機関に行って処方薬を受け取るのではなく、処方薬と同じ有効成分が含まれる市販薬（スイッチOTC薬）を薬局で購入することで医療費の適正化を図り、国の医療費負担が減ることを期待するという制度です。

この市販薬の購入により対処するということ、つまり自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当することが「セルフメディケーション」であり、そのために購入する医療用医薬品（処方薬）から市販薬に転換（スイッチ）された薬品が「スイッチOTC薬」といわれるものです。「OTC」は「Over The Counter」の略で、まちなかの薬局でカウンター越しに販売されることを意味します。

3 特例医療費控除の適用対象者

この特例医療費控除の適用を受けられるのは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて国内に1年以上居所を有する人をいいます。）で、その年中に次のいずれかの健康の保持増進及び疾病の予防に係る取組を行っている者とされています。

- ① 人間ドックなどの健康診査を受けている。
- ② インフルエンザなどの予防接種を受けている。
- ③ 職場における定期健康診断を受けている。
- ④ メタボ健診など特定健康診査を受けている。
- ⑤ 乳がん、子宮がん検診を受けている。

なお、上記の取組はこの特例医療費控除の適用を受ける納税者本人が行っていればよく、配偶者その他の親族が上記の取組を行うことは要件とされていません。

4 特定一般用医薬品等購入費

市販のどの医薬品がスイッチOTC薬に該当するのかについては、該当する商品のパッケージに日本一般用医薬品連合会が定めた右のような共通識別マークが表示（印刷又はシール貼付）されます。

また、スイッチOTC薬を購入した場合には、レシート、領収書に①商品名、②金額、③その商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されます。

セルフメディケーション

税 控除対象

—セルフメディケーション
税制対象製品共通識別マーク—

5 留意事項等

(1) 原則医療費控除との選択適用

特例医療費控除と原則医療費控除とはどちらか一方のみを選択して適用することができます。両方同時に適用することはできません。

(2) 確定申告書添付書類

特例医療費控除の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費であることを証するレシートや領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付又は確定申告書提出時に提示する必要があります。

※ 平成28年11月20日現在の法令通達等により記載しています。